

# 高知くらしの護身術

252

## アートメイク

### 医師以外の施術は違法

(2012年7月10日掲載原稿)

「アートメイク」という言葉をご存知でしょうか。化粧の一部として、眉、アイライン、唇等に針等で色を入れる施術のことです。

広告に「落ちないメイク」「刺青とは違う」と書かれていたり、エステサロン等でも行われているため、「エステの一種」と思い気軽に施術を受け被害を受けた事例が国民生活センターから報告されています。

事例を見ると、眉とアイラインへの施術が大半を占めています。

主な相談としては、施術部位が化膿した／角膜に傷がついた／痛みと腫れが続いている／かさぶたが治らないうえ、アイラインがおかしい／誤って目の下に色が入ってしまった／友人の自宅で施術したが、眉のかたちが変になってしまった、などです。また、施術者の手が滑り施術部位以外に針が当たった例や、アレルギー様の症状が出た例も報告されています。

アートメイクは皮膚に針等で色素を入れるため、一種の入れ墨であり、危険性の高い行為です。どうしてもしたい場合は医療機関で施術してもらいましょう。日本では、医師でない者が業として行えば医師法違反にあたりとされています。

また、入れるのは簡単ですが、除去する際には時間も費用も倍以上かかるという実態があります。除去は医療機関でレーザー照射を繰り返すことから、相当期間の通院が必要で、黒色でなければレーザーでの除去も難しくなります。さらに、自由診療となるため自費扱いとなり、費用も高額になります。

アートメイクの施術で被害を受けたら、消費生活センターへ相談のうえ、お住まいの地域の保健所へ情報提供しましょう。